



おしらせ版

募集

派遣社員募集

電話連絡のうえ、履歴書を持参または郵送してください。後日、面接日程を連絡します。

①ケアマネジャー

- ▼年齢 不問
- ▼資格 介護支援専門員
- ▼雇用期間 随時～平成27年3月31日
- ▼※継続あり
- ▼賃金形態 時給1,500円
- ▼勤務地 (別途通勤費あり)
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼休日 土曜日、日曜日、祝祭日

②施設の給食調理業務

- ▼年齢 不問
- ▼資格 調理師
- ▼雇用期間 随時～約半年間
- ▼賃金形態 ※継続あり

- ▼随時～約半年間
- ▼※継続あり
- ▼賃金形態 時給730円
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 8時間労働のシフト制 (早出、遅出あり)
- ▼休日 シフトによる(週2日)

③厨房調理補助(洗い場・朝食調理)

- ▼年齢 不問
- ▼資格 経験者優遇
- ▼雇用期間 随時～約半年間
- ▼※継続あり
- ▼賃金形態 時給680円～800円
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 午後5時～午後10時(5時間程度)
- ▼休日 シフトによる

④厨房調理

- ▼年齢 不問
- ▼資格 調理師
- ▼雇用期間 随時～約半年間
- ▼賃金形態 ※継続あり

- ▼月収15万円～25万円 (別途通勤費あり)
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 午前5時30分～午後8時30分 (7.5時間)
- ▼休日 シフトによる

⑤宿泊施設フロント業務

- ▼年齢 不問
- ▼資格 経験者優遇
- ▼雇用期間 随時～約半年間
- ▼※継続あり
- ▼賃金形態 月収15万円～25万円 (別途通勤費あり)
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 午前7時～午後9時(7.5時間)
- ▼休日 シフトによる

⑥料飲マネージャー

- ▼年齢 不問
- ▼資格 経験者優遇
- ▼雇用期間 随時～約半年間
- ▼賃金形態 ※継続あり
- ▼月収15万円～25万円

お知らせ

政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止(※)の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。
※「公民権停止」：選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されます。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

- ▼(別途通勤費あり)
- ▼勤務地 矢部地区
- ▼就業時間 午前6時～午後10時(7.5時間)
- ▼休日 シフトによる
- ▼問い合わせ先 (株)まちづくりやべ人材派遣事業部 (72-2861)
- ▼【商工観光課(72-1158)】

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をしようとする勧誘や要求をすることも禁止されます。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をしようと処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をしようと処罰されます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されます。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつ

ゴミ収集日の確認を!

を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

【選挙管理委員会(72-1111)】

12月28日(日)から平成27年1月3日(出)まで、ゴミの収集は休みです。その間はゴミ収集所にゴミを出されないのでご協力をお願いします。なお、年末年始については収集日が通常と異なる日がありますので、各戸に配布してあります「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。
※12月27日(土)及び平成27年1月4日(日)は個人や事業所による小峰クリーンセンターへの直接持込みはできません。
▼問い合わせ先 小峰クリーンセンター(82-3297)

【環境衛生係(72-0767)】

年末年始のし尿収集について

年末年始は、し尿のくみ取りの依頼が多く、混雑が予想されますので、早めに業者に依頼してください。千滝クリーンハウスの受け入れが年末は12月26日(金)までですので、業者による汲み取りも12月26日(金)までです。
▼問い合わせ先

- ▼(株)みずほ環境公社(72-4649)
- ▼大谷清掃公社(75-0658)
- ▼【環境衛生係(72-0767)】

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

▼問い合わせ先 熊本東年金事務所 (096-367-8144)

【健康福祉課(72-1173)】

二十歳になったら「国民年金」

二十歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金

に加入することもそのひとつです。

皆様方の中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか?

国民年金は、日本に住んでいる二十歳から六十歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれる事のないよう、みんなの前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在二十歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あ、のときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう!

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、役場健康福祉課で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

【健康福祉課(72-1173)】

